



資料 3

24 静総行行第 1292 号
平成 24 年 8 月 3 日

静岡市行財政改革推進審議会

会長 曾 根 正 弘 様

静岡市長 田 辺 信 宏



静岡市行財政改革推進大綱実施計画の中間検証について（諮問）

静岡市行財政改革推進審議会条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、「静岡市行財政改革推進大綱実施計画の中間検証」について、貴審議会からの意見を求めます。

第5期 静岡市行財政改革推進審議会 諮問事項
「静岡市行財政改革推進大綱実施計画の中間検証」

現在の静岡市行財政改革推進大綱は、「行政と民間の役割分担・協働による行政経営」を基本理念とし、

- ①役割分担による公共サービスの提供
- ②経営資源の有効活用
- ③多様性と創造性にあふれた市民本位のまちづくり

という三つの基本方針のもと、「新しい公共空間」を創造するためにさまざまな施策を展開しています。

同大綱及び実施計画策定から2年が経過し、中間年にあたる平成24年度から25年度にかけて、主要施策を検証しご意見をいただくことで、次期大綱策定に活かすため諮問するものです。

【諮問期間】

平成24年8月～平成25年6月（全5回）予定

【諮問項目】

- 1 外郭団体における「市としての公益性」の検証について（別紙1）
より柔軟で多様な公共サービスの提供を目指し設立された本市の外郭団体について、これまでの各団体の改革への取組や公益法人制度改革への対応状況を踏まえ、団体ごとの「市としての公益性」の検証についてご意見をいただきたい。
- 2 広報事業の見直しについて（別紙2）
市民との協働を進めるうえで不可欠な市政の情報発信が、効果的・効率的かつ適切に行なわれているかを、統一的な見直し基準を設け見直しするにあたり、具体的な事例の評価をとおして、基準案を検証しご意見をいただきたい。また、広報事業の財源確保のため、広告事業の拡大推進を図るにあたり、その基本方針案を検証しご意見をいただきたい。

【審議スケジュール等】（別紙3）

平成24年度

第2回 行財政改革推進審議会 資料

外郭団体における
「市としての公益性」
の検証について

(1) 静岡市の外郭団体の概要 P 3

- ① 静岡市の外郭団体
- ② 外郭団体の概要（設立目的、主な事業内容、出資割合、職員数の状況等）
- ③ 政令指定都市の外郭団体数
- ④ 外郭団体に対する出資（出えん）割合
- ⑤ 外郭団体に対する市からの財政支出の状況
- ⑥ 外郭団体における市OB職員の在職状況
- ⑦ 外郭団体における市OB職員の役員報酬等

(2) これまでの外郭団体改革の取組について P 17

- ① 外郭団体改革基本プラン
- ② 外郭団体改革基本プランの検証
- ③ 経営会議における副市長からの課題提起（平成21年7月9日、平成22年7月5日）

(3) 公益法人制度改革の概要及び対応状況 P 22

- ① 公益法人制度改革の概要
- ② 外郭団体の公益法人制度改革への対応状況

(4) 今後の議論の方向性について P 26

- ① 行財政改革推進審議会におけるこれからの議論の方向性
- ② 今後の外郭団体のあり方の基本的考え方
- ③ 外郭団体が有する公益性の考え方の整理

(1) 静岡市の外郭団体の概要

- ① 静岡市の外郭団体
- ② 外郭団体の概要（設立目的、主な事業内容、出資割合、職員数の状況等）
- ③ 政令指定都市の外郭団体数
- ④ 外郭団体に対する出資（出えん）割合
- ⑤ 外郭団体に対する市からの財政支出の状況
- ⑥ 外郭団体における市OB職員の在職状況
- ⑦ 外郭団体における市OB職員の役員報酬等

静岡市の外郭団体

外郭団体の定義

本市が基本財産等の25%以上を出資又は職員を派遣している団体のうち、現在補助金交付や事務事業委託を行っている団体をいう。

No	団体名	No	団体名
1	(公財)静岡市まちづくり公社	7	(社福)静岡市しみず社会福祉事業団
2	静岡市土地開発公社	8	(公財)静岡市勤労者福祉サービスセンター
3	(公財)静岡市文化振興財団	9	(財)静岡産業振興協会
4	(財)静岡市体育協会	10	(株)駿府楽市
5	(一財)静岡市動物園協会	11	(財)静岡観光コンベンション協会
6	(財)静岡市清掃公社	12	(株)ドリーム蒲原

※ここで示した「外郭団体の定義」は、静岡市の定義であり、各自治体共通の外郭団体の定義はなく、自治体ごとに定義を定めている。

公益財団法人 静岡市まちづくり公社

昭和16年7月設立

単位:千円

設立目的	まちづくり支援事業、スポーツ・健康増進事業、文化教養事業、コミュニティーの場の提供等を通じて、健やかで文化的な市民生活の向上と快適な地域社会の実現を図り、もって生き活きと暮らせる静岡市の創造に寄与することを目的とする。	資本金等	市からの財政支出の状況	総収入	1,869,568	職員数	正規	77人
		386,300		市の支出	1,405,688		うちOB	18人
		市出資額		補助金	0		その他	88人
主な事業内容	①まちづくり支援事業、②スポーツ、健康増進事業、③文化教養事業、④低額所得者向けの住宅の経営、運営に関する事業、⑤駐車場経営・運営、⑥災害時における被災地支援事業	386,300	市からの財政支出の状況	委託料	92,800	役員・評議員	常勤	2人
		出資割合		指定管理	1,312,888		うちOB	2人
		100%		市の支出割合	75.2%		非常勤	20人

静岡市土地開発公社

昭和48年11月設立

設立目的	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、土地の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与する。	資本金等	市からの財政支出の状況	総収入	1,639,146	職員数	正規	3人
		20,000		市の支出	57,703		うち市職員	3人
		市出資額		補助金	0		その他	2人
主な事業内容	静岡市からの取得依頼に基づき、市が執行する公共事業などに必要な公用、公共用地を先行取得している。 附帯事業として、保有土地の貸付や月極臨時駐車場事業を運営している。	20,000	市からの財政支出の状況	負担金	57,703	役員・評議員	常勤	2人
		出資割合		指定管理	0		うちOB	2人
		100%		市の支出割合	3.5%		非常勤	10人

公益財団法人 静岡市文化振興財団

平成6年7月設立

単位:千円

設立目的	演劇、舞踏、美術、音楽、科学、生涯学習等の文化振興に関する事業を行い、市民が各種文化に触れる環境の整備と市民自身による文化創造活動を促進し、もって魅力ある静岡文化の創造、継承、発信に寄与することを目的とする。	資本金等	市からの財政支出の状況	総収入	2,337,485	職員数	正規	139人
		225,000		市の支出	1,880,342		うちOB	19人
		市出資額		補助金	14,378		その他	73人
主な事業内容	①静岡市文化振興事業の実施 ②静岡市文化、社会教育施設等の管理運営	225,000	市からの財政支出の状況	委託料	68,188	役員・評議員	常勤	2人
		出資割合		指定管理	1,797,776		うちOB	1人
		100%		市の支出割合	80.4%		非常勤	20人

財団法人 静岡市体育協会

平成元年2月設立

設立目的	スポーツの普及・振興を図り、スポーツの精神を培い、市民の健康・体力づくりを推進し、もって健康で豊かな市民生活の育成に寄与することを目的とする。	資本金等	市からの財政支出の状況	総収入	997,530	職員数	正規	92人
		467,964		市の支出	855,147		うちOB	20人
		市出資額		補助金	19,498		その他	30人
主な事業内容	スポーツの普及・振興及びスポーツ施設の管理・運営など	300,000	市からの財政支出の状況	委託料	6,848	役員・評議員	常勤	1人
		出資割合		指定管理	828,801		うちOB	1人
		64.1%		市の支出割合	85.7%		非常勤	56人

一般財団法人 静岡市動物園協会

昭和44年3月設立

単位:千円

設立目的	静岡市及び関係諸団体との協働及び連携により動物園事業の発展振興を図り、併せて動物の愛護思想を普及することにより、地域社会の健全な発展に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とする。	資本金等	市からの財政支出の状況	総収入	381,835	職員数	正規	22人
		10,000		市の支出	194,315		うちOB	2人
		市出資額		補助金			その他	18人
主な事業内容	①動物園関係事業の共催、②動物に関する講演会、展覧会、研究会等の共催、③動物園の広報事業及びイベント事業、④動物園付帯事業の経営及び受託、⑤動物園等における物品及び飲食物販売事業	5,000	市からの財政支出の状況	委託料	194,315	役員・評議員	常勤	1人
		出資割合		指定管理			うちOB	1人
		50%		市の支出割合	50.9%		非常勤	15人

財団法人 静岡市清掃公社

昭和42年8月設立

設立目的	静岡市における清掃事業及び環境保全事業の公共性を確保し、能率的運営を推進することにより、市民の生活環境を清潔に保ち、公衆衛生の向上を図ることを目的としている。	資本金等	市からの財政支出の状況	総収入	1,002,515	職員数	正規	61人
		5,000		市の支出	737,609		うちOB	4人
		市出資額		補助金			その他	103人
主な事業内容	①一般廃棄物・産業廃棄物の処理に関すること。 ②浄化槽の清掃及び維持管理に関すること。 ③市からの清掃事業及び環境保全事業に関すること。	5,000	市からの財政支出の状況	委託料	724,983	役員・評議員	常勤	2人
		出資割合		その他	12,626		うちOB	2人
		100%		市の支出割合	73.6%		非常勤	23人

社会福祉法人 静岡市しみず社会福祉事業団

昭和57年4月設立

単位:千円

設立目的	在宅の障害者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	資本金等	市からの財政支出の状況	総収入	384,548	職員数	正規	31人
		3,000		市の支出	167,285		うちOB	2人
		市出資額		補助金	6,435		その他	23人
主な事業内容	①身体障害者福祉センター ②母子療育訓練センター ③多機能型事業所 ④生活介護事業所の管理運営	3,000	市からの財政支出の状況	委託金	10,592	役員・評議員	常勤	4人
		出資割合		指定管理	149,096		うちOB	1人
		100%		市の支出割合	43.5%		非常勤	17人

公益財団法人 静岡市勤労者福祉サービスセンター

平成9年6月設立

設立目的	中小企業勤労者等の福利厚生増進と産業の発展に寄与することを目的とする。	資本金等	市からの財政支出の状況	総収入	257,999	職員数	正規	3人
		100,194		市の支出	38,694		うちOB	0人
		市出資額		補助金	38,694		その他	4人
主な事業内容	余暇活動等のレクリエーションの実施、健康の維持増進、老後生活の安定支援、融資促進、共済給付事業	100,000	市からの財政支出の状況	負担金		役員・評議員	常勤	2人
		出資割合		指定管理			うちOB	2人
		99.8%		市の支出割合	15.0%		非常勤	30人

財団法人 静岡産業振興協会

昭和53年3月設立

単位:千円

設立目的	地域の中小企業の新製品、新技術等の研究開発、展示紹介及び情報化の推進並びに創業の促進と経営基盤の強化を支援することにより、地域産業の振興と経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	資本金等	市からの財政支出の状況	総収入	1,383,048	職員数	正規	18人
		10,925,400		市の支出	448,129		うちOB	3人
		市出資額		補助金	76,068		その他	10人
主な事業内容	①静岡産業支援センターの設置及び管理運営、②中小企業者の新製品、新技術及びデザイン開発の支援、③中小企業者の人材養成、人材確保推進、産業情報の収集及び提供、④産業フェアしずおかの開催 等	5,770,000	市からの財政支出の状況	委託料・その他	256,417	役員・評議員	常勤	1人
		出資割合		指定管理	115,644		うちOB	1人
		52.8%		市の支出割合	32.4%		非常勤	26人

株式会社 駿府楽市

平成3年5月設立

設立目的	地場産業の振興、PR並びに地域経済の活性化を図ることを目的とする。	資本金等	市からの財政支出の状況	総収入	372,911	職員数	正規	37人
		50,000		市の支出	243,521		うちOB	0人
		市出資額		補助金			その他	22人
主な事業内容	地場工芸品・郷土工芸品等の販売・宣伝PR・体験施設運営等	25,500	市からの財政支出の状況	委託料	19,565	役員・評議員	常勤	3人
		出資割合		指定管理	223,956		うちOB	0人
		51.0%		市の支出割合	65.3%		非常勤	6人

財団法人 静岡観光コンベンション協会

平成7年9月設立

単位:千円

設立目的	静岡市の観光振興及び圏域内におけるコンベンションの振興を図り、もって国際的な相互理解の増進並びに地域経済の活性化と文化の向上に寄与する。	資本金等	市からの財政支出の状況	総収入	257,013	職員数	正規	11人
		522,074		市の支出	207,656		うちOB	0人
		市出資額		補助金	145,927		その他	28人
主な事業内容	①コンベンションの誘致及び主催者に対する支援、②観光客の誘致推進及び観光イベントの開催、支援、③観光及びコンベンション都市静岡並びに圏域の広報、宣伝 等	210,000	市からの財政支出の状況	委託料	54,749	役員・評議員	常勤	2人
		出資割合		指定管理	6,980		うちOB	2人
		40.2%		市の支出割合	80.8%		非常勤	61人

株式会社 ドリーム蒲原

平成17年4月設立

設立目的	畑地帯総合整備地区において、地域農業の担い手として、農業振興及び農地集積により営農面積の拡大を図ることを目的とする。	資本金等	市からの財政支出の状況	総収入	8,018	職員数	正規	0人
		16,000		市の支出	4,796		うちOB	0人
		市出資額		補助金			その他	3人
主な事業内容	①果樹及び野菜の生産・加工・販売 ②花卉花木の生産、販売 ③農作業の代行、請負、受託 ④堆肥・肥料等農業生産に必要な資材の製造、販売 等	10,000	市からの財政支出の状況	委託料	4,478	役員・評議員	常勤	0人
		出資割合		その他	318		うちOB	0人
		62.5%		市の支出割合	59.8%		非常勤	4人

指定都市の外郭団体数

- 静岡市の外郭団体数は、他の指定都市の中で一番少ない。
 ○他都市においては、特定の分野に複数の外郭団体が競合して存在するケースも見受けられる。

平成24年4月1日現在

No	指定都市名	外郭団体総数	No	指定都市名	外郭団体総数
①	札幌市	35	⑪	名古屋市	27
②	仙台市	35	⑫	京都市	31
③	さいたま市	17	⑬	大阪市	70
④	千葉市	18	⑭	堺市	18
⑤	川崎市	28	⑮	神戸市	40
⑥	横浜市	40	⑯	岡山市	21
⑦	相模原市	14	⑰	広島市	21
⑧	新潟市	19	⑱	北九州市	24
⑨	静岡市	12	⑲	福岡市	35
⑩	浜松市	15	⑳	熊本市	15

※ 各指定都市において、外郭団体の定義は必ずしも一致していない。

※ 特に、社会福祉協議会、シルバー人材センターの取扱いは、都市ごとに異なっている。

外郭団体に対する出資(出えん)割合

平成24年4月1日現在

出資割合	団体数	団体名
100%	5	①まちづくり公社 ②土地開発公社 ③文化振興財団 ④清掃公社 ⑤しみず社会福祉事業団
100%未満 50%以上	6	①体育協会(64%)【自主積立等】 ②動物園協会(50%)【自主積立】 ③勤労者福祉サービスセンター(99%)【自主積立】 ④産業振興協会(53%)【自主積立等】 ⑤駿府楽市(51%)【静岡鉄道(株)等】 ⑥ドリーム蒲原(63%)【土地改良区役員等】
50%未満 25%以上	1	①観光コンベンション協会(40%) 【静岡県、民間企業等】

※ 【 】内は、静岡市以外の出資者等を示している。

外郭団体に対する市からの財政支出の状況

○総収入に占める市の財政支出(補助金、委託料、指定管理料)の割合が半分以上の団体が8団体ある。

平成23年度決算額

市の支出割合	団体数	団体名
75%以上	4	①まちづくり公社 ②文化振興財団 ③体育協会 ④観光コンベンション協会
75%未満 50%以上	4	①動物園協会 ②清掃公社 ③駿府楽市 ④ドリーム蒲原
50%未満 25%以上	2	①しみず社会福祉事業団 ②産業振興協会
25%未満	2	①土地開発公社 ②勤労者福祉サービスセンター

外郭団体に対する市から財政支出の状況

平成23年度決算額

単位:千円

団体名	補助金 総額	うち 運営費補助金	委託料 総額	うち 単独随意契約	指定 管理料 総額	うち 単独非公募
静岡市まちづくり公社			92,800	92,800(100%)	1,312,888	412,948(31.5%)
静岡市土地開発公社						
静岡市文化振興財団	14,378	—	68,188	68,188(100%)	1,797,776	846,721(47.1%)
静岡市体育協会	19,498	—	6,848	6,848(100%)	828,801	828,801(100%)
静岡市動物園協会			194,315	194,315(100%)		
静岡市清掃公社			724,983	698,462(96.3%)		
静岡市しみず社会福祉事業団	6,435	—	10,592	10,592(100%)	149,096	149,096(100%)
静岡市勤労者福祉サービスセンター	38,694	38,694(100%)				
静岡産業振興協会	76,068	—	6,417	6,417(100%)	115,644	115,644(100%)
駿府楽市			19,565	19,565(100%)	223,956	223,956(100%)
静岡観光コンベンション協会	145,927	111,889(76.7%)	54,749	54,749(100%)	6,980	—
ドリーム蒲原			4,478	4,478(100%)		

外郭団体における市OB職員の在職状況(常勤職員)

平成24年4月1日現在

No	団体名	常勤役員	常勤職員
1	静岡市まちづくり公社	2人	18人
2	静岡市土地開発公社	2人	0人
3	静岡市文化振興財団	1人	19人
4	静岡市体育協会	1人	20人
5	静岡市動物園協会	1人	2人
6	静岡市清掃公社	2人	4人
7	静岡市しみず社会福祉事業団	1人	2人
8	静岡市勤労者福祉サービスセンター	2人	0人
9	静岡産業振興協会	1人	3人
10	駿府楽市	0人	0人
11	静岡観光コンベンション協会	2人	1人
12	ドリーム蒲原	0人	0人
合計		15人	69人

外郭団体における市OB職員の役員報酬等

- 市OB職員の役員報酬(月額)は、264,900円～312,600円となっている。
- 任期満了に伴う退職金は支給されていない。

平成24年4月1日現在

団体名	市OB 職員数	役員報酬(月額)
(公財)静岡市まちづくり公社	2人	理事長:301,600円、常務理事:264,900円
静岡市土地開発公社	2人	理事長:303,800円、副理事長:273,300円
(公財)静岡市文化振興財団	1人	専務理事:273,300円
(財)静岡市体育協会	1人	専務理事:282,000円
(一財)静岡市動物園協会	1人	理事長:301,600円
(財)静岡市清掃公社	2人	理事長:312,600円、常務理事282,000円
(社福)静岡市しみず社会福祉事業団	1人	理事長:301,600円
(公財)静岡市勤労者福祉サービスセンター	2人	理事長:301,600円、専務理事:264,900円
(財)静岡産業振興協会	1人	理事長:301,600円
(株)駿府楽市	0人	—
(財)静岡観光コンベンション協会	2人	専務理事:273,300円、常務理事273,300円
(株)ドリーム蒲原	0人	—

(2) これまでの外郭団体改革の 取組について

- ① 外郭団体改革基本プラン
- ② 外郭団体改革基本プランの検証
- ③ 経営会議における副市長からの課題提起

(平成21年7月9日、平成22年7月5日)

外郭団体改革基本プラン

【策定の趣旨】

地方自治法の改正による指定管理者制度の創設等、外郭団体を取り巻く環境が変化し、民間事業者との対等の条件の下、競争して事業を転換していただくの経営体制の強化が求められている中、平成16年10月に行財政改革の一環として、外郭団体の改革を推進するために、「外郭団体改革基本プラン」を策定した。

【改革の期間】

平成17年度から平成21年度までの5年間。

視点1

本市の関与の適正化

外郭団体のあり方について、設立に関わった本市自らが、外郭団体が実施する事業の必要性や、存在意義の点検・検証を行い、真に公的な団体が実施すべき事業かどうかなど、原点に立ち返り、不断の見直しに取り組む。

外郭団体は独立した人格を有する組織であることを再認識するとともに、財政措置、人的支援等本市の関与を見直し、縮減に努め、外郭団体の自立を促す。

視点2

外郭団体の自主的・自立的な経営基盤の確立

外郭団体が簡素で効率的な経営を行い、質の高い公共サービスを供給できるようにするため、外郭団体自らが経営目標を明確にし、主体的に改革・改善に取り組み、健全で自主的・自立的な経営基盤を確立する。

また、その経営状況や事業内容を、市民に対して積極的な情報提供を行うとともに、情報公開の充実を図り、経営の透明性を高める。

視点3

指定管理者制度への対応

公の施設の管理運営について、指定管理者制度が創設され、外郭団体は、従来の独占的・優位的な条件の下で管理委託を受ける立場から、今後は、民間と競争し、事業を展開していく必要があり、そのための経営体制の強化を図る。

外郭団体改革基本プランの検証

検証結果

- 全団体は、概ね平成21年度までの「経営改革実施計画」を策定し改革に取り組んだ。
- 指定管理者制度への対応が円滑に行われた。その際、積算根拠の明確化による指定管理料の適正化、公募への対応等により、外郭団体としての経営体質の改善を図り、コストカットを行った。
- 市職員の派遣は、土地開発公社の3人を除き、平成22年3月31日をもって全ての引上げを完了した。
- 静岡市観光協会と静岡観光コンベンションビューローが統合した。
- 社会情勢を見据え、特殊勤務手当の廃止など給与の見直しが行われた。

課題と今後の取組

- 「時代が求める外郭団体のあるべき姿」がどんなものであるのか明確に示されていなかった。
- 自主的・自立的な経営基盤の確立を一方的に市が団体に求めても、それは実現性の高い視点ではなかった。
- 様々な分野で活動する外郭団体を、全てまとめてひとつの方向に決めてしまうというようなやり方も、適正なやり方とは言い難かった。

経営会議における副市長からの課題提起(平成21年7月9日)

外郭団体については、従来からの指定管理者制度に加え、平成20年12月に施行となった公益法人制度改革など取り巻く課題は複雑であり、多岐にわたっている。各外郭団体に共通すると思われる主な課題を整理したものが以下のとおりである。

外郭団体の課題について

◆ 課題1:「外郭団体改革基本プラン」(H17~H21)の検証を受けての今後の考え方

プランにある3つの視点(「本市の関与の適正化」・「外郭団体の自主的・自立的な経営基盤の確立」・「指定管理者制度への対応」)に沿って検証した結果、今般の各団体を取り巻く環境の変化を踏まえ、新たなプランのような統一的な考え方を示すのではなく、個別の団体ごとの公益性を判断することとした。

◆ 課題2:平成20年度包括外部監査結果について(外郭団体の自立と指定管理者制度)

監査結果において、外郭団体の自立が本当に可能かという疑問が投げかけられた。

◆ 課題3:公益法人制度改革について(平成20年12月法施行)

平成25年11月までに公益財団、一般財団、解散等のいずれかに移行する必要がある。

◆ 課題4:現在の外郭団体が担うべき役割について

外郭団体の役割を「設立当初の目的と現在の役割の比較」、「市の関係課の業務とそれぞれの団体の業務の役割分担」、「民間事業との差別化」、「外郭団体の特性」の視点に沿って、もう一度検証する必要がある。

◆ 課題5:再就職先としての外郭団体について

現在、市を退職した一部職員については、外郭団体への再就職が行われている。これは、定年後の年金満額支給までの雇用の場の提供としての役割や、低賃金で退職者の知識、経験を活用する場としての役割を果たしているため、国における天下りやわたりとは異なったものであると考えている。

しかしながら、国における公務員制度改革の一環として天下りやわたりへの批判がある中、市としても再就職のあり方について検討していく必要がある。

◆ 課題6:総合的な課題

課題1から課題5の解決の見通しを持ち、結果として外郭団体に対する市の考え方、すなわち指針を明らかにすることにより、総合的な課題の解決につながると考えられる。

経営会議における外郭団体改革の方針策定(平成22年7月5日)

平成21年7月9日の経営会議において提起した課題について、平成22年度は「市としての各団体共通の大きな方向性」について検討を進め、「外郭団体改革に向けての基本的な方針」を策定した。

外郭団体改革に向けての基本的な方針

◆ 外郭団体の改革の方向性について

本市の現状は、「他都市に比べ団体数が少ない」、「他の外郭団体との事業分野の重複がない」、「再就職職員の処遇(退職手当、給与)」など、他の指定都市と異なっている。

そのため、本市の改革は外郭団体の数を減らすことを目的としたり、整理・統合を前提とするなどした他都市の改革とは異なり、少し視点が異なる改革を進めていく必要がある。

◆ 公益法人制度改革への対応について

市の外郭団体ということ踏まえ、公益性の高い「公益法人化」を目指して各団体とも取組むものとする。

◆ 外郭団体に対する市としての公益性の検証について

- ・公益法人制度改革はあくまでも法律的な認定・認可であり、市の外郭団体として存在する意義や価値まで含めて、この公益法人制度改革に判断を委ねることはできない。
- ・市の外郭団体については、公益法人制度改革対象外の外郭団体も含め、公益法人制度改革における公益性とは別に「市としての公益性」があるかどうかの検証を行う必要があり、「市としての公益性」とは何であるのかを明確にする必要がある。

今後の課題

「市としての公益性」の明確化と外郭団体ごとの検証

- ⇒ 明確化にあたっては、市民参画手続(行財政改革審議会など)を経るなど、客観性が高く、市民等から納得を得られるものにする必要がある。

(3) 公益法人制度改革の概要 及び対応状況

- ① 公益法人制度改革の概要
- ② 外郭団体の公益法人制度改革への対応状況

公益法人制度改革の概要

目的

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題を解決する。

現行公益法人

◎法人設立の主務官庁制・許可主義
(法人の設立と公益性の判断は一体)

(社団法人・財団法人)

法人の設立

主務官庁の許可が必要

一体

公益性の判断

主務官庁が自由に判断できる。

新制度

◎主務官庁制、許可主義の廃止
(法人の設立と公益性の判断を分離)

(一般社団法人・一般財団法人)

法人の設立

登記のみで設立

(公益社団法人・公益財団法人)

公益性の判断

一般社団・一般財団法人のうち、希望する法人に対して、民間有識者による委員会の意見に基づき行政庁が認定

・統一的な判断 ・明確な基準を法定

分離

現行の公益法人の移行の仕組み

従来の公益法人(社団法人・財団法人)



特例民法法人(従来の主務官庁が監督)

公益社団・財団法人
への移行申請

一般社団・財団法人
への移行申請

【認定の基準】

- ◎公益目的事業比率が、(費用で計って)50/100以上
- ◎法人関係者に特別の利益を与えないものであること 等

【認可の基準】

- ◎法人の作成した公益目的支出計画について、その計画が適正であり、かつ確実に実施されると見込まれるものであること 等

再申請
可能

申請
せず

認定

認可

不認定
不認可

解散

公益社団・財団法人

一般社団・財団法人

外郭団体の公益法人制度改革への対応状況

No	団体名	移行状況	移行(予定)時期
1	静岡市動物園協会	一般財団法人へ移行	平成24年2月1日
2	静岡市まちづくり公社	公益財団法人へ移行	平成24年4月1日
3	静岡市文化振興財団	公益財団法人へ移行	平成24年4月1日
4	静岡市勤労者福祉サービスセンター	公益財団法人へ移行	平成24年4月1日
5	静岡市体育協会	公益財団法人へ移行予定	平成25年4月1日
6	静岡産業振興協会	公益財団法人へ移行予定	平成25年4月1日
7	静岡観光コンベンション協会	公益財団法人へ移行予定	平成25年4月1日
8	静岡市清掃公社	一般財団法人へ移行予定	平成25年4月1日

(4) 今後の議論の方向性について

- ① 行財政改革推進審議会におけるこれからの議論の方向性
- ② 今後の外郭団体のあり方の基本的考え方
- ③ 外郭団体が有する公益性の考え方の整理

行財政改革推進審議会におけるこれからの議論の方向性

【議論の前提】

- 公益法人制度改革は、あくまでも法律的な認定・認可である。
- 市の外郭団体については、公益法人制度改革を踏まえたうえで、「市としての公益性」があるかどうかの検証を行う必要がある。

◆ 「市としての公益性」の検証について

- 公益財団法人に移行した団体又は移行予定の団体については、県での公益法人制度改革における公益性を踏まえ、「組織の公益性」及び「活動の公益性」の観点から「市としての公益性」を再検証する。
- 一般財団法人に移行した団体又は移行予定の団体については、移行した団体であっても、市民生活に多大な影響を及ぼす場合は、市としての関与が必要となるため、「組織の公益性」及び「活動の公益性」の観点から「市としての公益性」を検証する。
- 公益法人制度改革の対象外団体については、各団体における課題等の解決を図る中で、「市としての公益性」を検証する。

⇒ 各団体の事業内容、所管課としての考え方を整理したうえで、検証することとする。

【来年度以降、検討していく事項】

◆ 今後の市の関与のあり方について

- 「市としての公益性」がある場合、指定管理者制度への対応、市OBの退職管理のあり方等についての検討結果をふまえた上で、今後の関与のあり方について検討していく。

◆ 「市としての公益性」がない団体について

- 「市としての公益性」がない団体の今後のあり方について、整理、統合も含め検討していく。

今後の外郭団体のあり方の基本的考え方

公益法人制度改革対象団体

公益財団に移行又は予定団体

- ① 静岡市まちづくり公社
- ② 静岡市文化振興財団
- ③ 静岡市体育協会
- ④ 静岡市勤労者福祉サービスセンター
- ⑤ 静岡産業振興協会
- ⑥ 静岡観光コンベンション協会

公益性があることを前提に再検証

行財政改革推進審議会

公益財団法人
+
市としての公益性あり
市の外郭団体に位置づける

一般財団に移行又は予定団体

- ① 静岡市清掃公社
- ② 静岡市動物園協会

「市としての公益性」の検証

一般財団法人
+
市としての公益性あり
市の外郭団体に位置づける

市としての公益性がない
原則として整理・統合を進める

公益法人制度改革対象外の団体

- ① 静岡市土地開発公社
- ② 静岡市しみず社会福祉事業団
- ③ 駿府楽市
- ④ ドリーム蒲原

行財政改革推進審議会

「市としての公益性」の検証

団体の継続

形態の変更(NPOなど)

団体の解散

外郭団体が有する公益性の考え方の整理

公益性の考え方の例

組織の公益性

組織自体が有する公益性

基本理念・活動方針

・定款等において、団体の基本的な姿勢として公益性を掲げている。

制度・運用等

・団体の意思決定は、透明性が確保された中で、民主的に行われている。
・内部統制が十分に機能している。
・主たる事務所は静岡市内にある。

外郭団体の有する公益性

エリアとしての
静岡市と果たす公益

・活動の主な対象は静岡市民であり、活動の最終的な目的は、全て静岡市民への貢献に帰結する。

活動の公益性

組織活動における公益性

市民と果たす公益
～市民からの期待～

・市民活動や団体を取りまとめ、その活動をリードする役割を担っている。

行政と果たす公益
～行政からの期待～

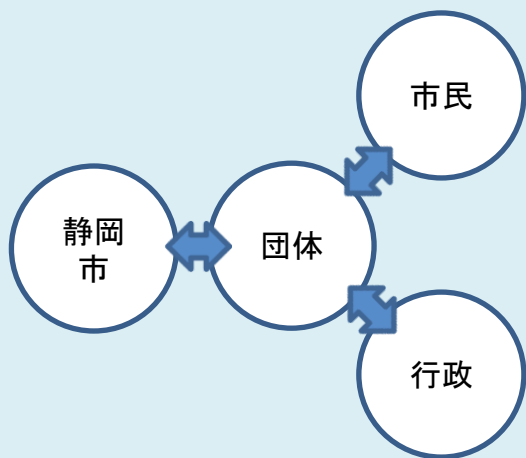
・団体の活動が、市の総合計画等と一致している。
・市の総合計画等において、団体の役割が明記されている。

自らが果たす公益
～団体としての自負～

・団体が行う調査・研究の成果を学校や教育機関に還元している。
・地震や風水害など大規模災害において、一定の役割を果たす用意がある。

その他

・社会貢献活動を日常的に実施している。
・社会的な課題解決に取り組んでいる。



平成24年度
第2回 行財政改革推進審議会 資料

広報事業の見直しについて

行財政改革推進審議会(8月3日)の説明の骨子

(1) 静岡市の広報事業の取組状況

- ① 静岡市戦略広報プラン
- ② 印刷・広報物の発行状況
- ③ 広告事業の概要

(2) 静岡市事務事業市民評価会議の評価結果(広報関連5事業)

(3) 審議事項

- ① 印刷・広報物の見直し基準(案)
- ② 広告事業実施に関する基本方針(案)

(1) 静岡市の広報事業の取組状況

① 静岡市戦略広報プラン(別添1)

静岡市では「政策と広報は行政経営の両輪である」とする戦略広報理念のもと、政策の推進をはかり、市内外へ積極的に広報することを目指し「静岡市戦略広報プラン」を策定しました。

静岡市のもつ豊かな自然や歴史、文化などの地域価値を積極的かつ効果的に市内外に発信するとともに、市民の皆さんに対しては、市民自治によるまちづくり実現のために、市民参画、協働、情報共有、コミュニケーションを意識した広報を展開していきます。

具体的には、全庁的に統一した戦略広報指針などのもと実施していくもので、政策と広報を一体として行うことで、

- ・住民満足度を高める
- ・自立する都市としての地域価値を向上させる
- ・静岡市のイメージの確立及びブランド化を図りイメージアップにつなげる
- ・市職員の意識改革を図る

ということを目的としています。

②印刷・広報物の発行状況(H24.5 印刷・広報物事業に関する調査結果)

静岡市が製作、配布している印刷・広報物

⇒約500種類、事業費 約1億5千万円(平成23年度決算額)

☆市民向けの主な印刷・広報物

- ・各種広報紙 7種類、約817万部、事業費 約4千7百万円
- ・各種パンフレット 112種類、約128万部、事業費 約3千4百万円

③広告事業の概要 (別添2)

財政状況の厳しい中、印刷・広報物など情報発信事業のための財源確保策として広告事業を推進している。

⇒13媒体、広告料収入 約5千294万円(平成23年度決算額)

- * ネーミングライツ 1施設(日本平スタジアム)、4千5百万円
- * 広告看板 2施設(ごみ収集車、J-STEP)、255万円
- * 印刷・広報物 6媒体(広報しずおか他)、255万円
- * ホームページ 3媒体(市役所、動物園、ちゃむ)、241万円
- * その他 1媒体(庁舎マット)、43万円

(2) 静岡市事務事業市民評価会議の評価結果

	最終結果	区 分		票数
	明るい選挙推進事業	廃止	廃止（民間）	
改善			縮小	1
			再構築	1
			拡大	1
現行継続				
	最終結果	区 分		票数
	改善 （再構築）	廃止（民間）		2
改善		縮小	1	
		再構築	3	
		拡大		
現行継続				
	最終結果	区 分		票数
	改善 （再構築）	廃止（民間）		
改善		縮小	1	
		再構築	4	
		拡大		
現行継続				
	最終結果	区 分		票数
	改善 （再構築）	廃止（民間）		
改善		縮小	1	
		再構築	3	
		拡大		
現行継続		1		
	最終結果	区 分		票数
	改善 （再構築）	廃止（民間）		
改善		縮小		
		再構築	3	
		拡大	1	
現行継続		1		

(3) 審議事項

①印刷・広報物の見直し基準(案)

全庁的な見直し推進のため策定した「見直し基準(案)」の妥当性と有効性を、具体的事例の評価を通して検証し、意見をいただきたい。

<見直し基準(案)>

○印刷・広報物見直しの必要性

【現状に対する課題】

- ・市民に対する単なる告知に止まっているものがある
- ・一方的かつ対象が曖昧な情報提供となっているものがある
- ・お知らせしたことで市民と情報共有したと錯覚・誤認しているケースがある
- ・情報過多により、市民が本当に必要としている情報を得られにくいものがある

静岡市戦略広報の理念(=政策と広報は行政経営の両輪である)に基づいた見直し

- ・政策の推進を意識
- ・政策の目的達成のための情報発信
- ・市民目線に立った情報発信

費用対効果の検証

○見直しの視点

- ア 市が発行する必要性
- イ 印刷・広報物の発行目的
- ウ 掲載内容(わかりやすさ、市が知らせたい情報と市民が知りたい情報の精査)
- エ 発行頻度、材質、ページ数、発行部数等
- オ 費用対効果(配布先での活用のされ方)
- カ 周知手段としての適格性(コスト面、効果面)
- キ 配布先、配架先
- ク 有料化の検討(受益者負担の視点)
- ケ 広告事業の実施(広告料収入型、経費節減型)

○見直しスケジュール

H24・5 印刷・広報物事業に関する調査

7 市民評価会議において、広報関連事業として5事業の評価を実施

10 行革審において見直し基準審議、具体的事例評価

見直し基準確定、実施要領通知

各課見直し作業着手

H25・1 見直し結果とりまとめ

2 行革審において見直し結果報告

○事務処理要領(案) 別添3

②広告事業実施に関する基本方針(案)

全庁的な広告事業拡大推進のため策定した「基本方針(案)」の妥当性と有効性を検証し、ご意見をいただきたい。

<広告事業実施に関する基本方針(案)>

本市では、平成18年度から、新たな自主財源の確保による健全な財政運営と、得られた収入を公共サービスに充てることによる市民サービスの向上を目的とした広告事業を導入している。

そして、平成22年3月に策定した「静岡市行財政改革推進大綱実施計画(平成22年度～平成26年度)」には、自主財源の確保策のひとつとして「広告事業の拡大」を位置付け、現在、当該事業のより一層の推進に努めているところである。

しかしながら、各課における広告事業の取組にはばらつきがあることから、「静岡市広告事業実施に関する基本方針」をここに定め、本市の広告事業の統一的な考え方を示し、民間広告の掲載による財源確保の積極的な実施を図るものとする。

○広告事業の目的

ア 財政負担の軽減

広告事業によって得られた広告料収入を事業費の一部として充当することにより、市の財政負担の軽減を図る。

イ 市が保有する資産の有効活用

資産本来の用途や目的を妨げない範囲で広告を掲載し、新たな収入を得ることにより、資産の有効活用を図る。

ウ 民間企業等の活動支援

市が募集する広告媒体は多くの人の目に触れる機会が多く、販売促進や知名度のアップにつなげることができる。また、公共物件等に広告を掲載することで、社会貢献に力を入れている企業としてのイメージアップも期待できる。

○広告事業の実施対象

市の資産の有効活用を図るという観点から、原則として、以下の媒体には広告事業を実施することとする。

ア ホームページ

原則として、ホームページにはバナー広告を掲載するものとする。

イ 印刷・広報物

原則として、パンフレットやポスター、封筒などで、外注で作成する印刷広告物には広告事業を実施するものとする。

ウ 施設

(ア) 新設施設

新規施設の開設時には、議会や報道が多く取り上げることにより必然的に露出度が高くなることから、企業側の関心も集めやすいことが期待できる。よって、新規施設についてはネーミングライツの導入を必ず検討することとする。

なお、施設等の愛称を広く一般市民から募集することは、ネーミングライツの導入が不適と判断した場合及び、契約への応札者がなかった場合に実施できるものとする。

(イ) 既存施設

施設所管課は実施に向けて積極的に検討していくこととする。特に、広告主や広告代理店からネーミングライツ導入に関し企画提案があったときは、導入を前提に検討することとする。導入に当たっては、適法性を検証するとともに、市民感情や利用者への影響に鑑み、市民アンケートモニター調査や利用者アンケート等により、市民意向調査を実施するものとする。

エ その他媒体

施設に設置するマットや壁面、ノベルティー(カレンダー、キーホルダー等)などについても、所管課は積極的に広告事業の導入可能性を検討することとする。

○広告事業の実施対象外

以下のものについては、広告事業に馴染まないと考えられるため、原則として実施対象外とする。ア 基本計画書に類するもの

イ 工事用図面(完成図書を含む。)

ウ 国等への要望書

エ 予算・決算書

オ 申請書、届出書に類するもの

カ 通知書、納付書に類するもの

キ 主に市職員を対象にした事務マニュアルや内部資料にあたるもの

ク その他、発行部数が少なく広告掲載の効果が見込めないものや、広告を掲載することで市民に誤解を生じさせる恐れがあるものなど、広告事業の実施に適さないもの

○民間からの企画提案への対応

公共サービスの向上や行政運営の効率化に、民間活力のなお一層の活用を図るため、広告事業に関する具体的な企画提案を広く求めることとし、広告主や広告代理店から提案があった場合は、提案の趣旨を十分に把握し、費用対効果の検証、実施にかかるスケジュールなどについて、導入に向けて積極的に検討を行うこととする。

行財政改革推進審議会諮問事項 審議等スケジュール

別紙3

年	月	行財政改革推進審議会		市	
		開催日程	審議内容	外郭団体の改革	広報事業の見直し
24	8	第2回（3日）	諮問事項説明 ・外郭団体における公益性の検証について これまでの取組、今後の方針 ・広報事業の見直しについて 現在の取組状況、見直し基準・方針案	市としての公益性の整理、検討	
	9				
	10	第3回	審議 ・外郭団体における公益性の検証について 各団体の検証（公益法人制度改革対象団体） ・広報事業の見直しについて 事例評価、印刷・広報物見直し基準案検証	市としての公益性の検証	印刷広報物の見直し基準確定、庁内通知所管課見直し
	11				
	12				
25	1				見直し結果のとりまとめ
	2	第4回	審議 ・外郭団体における公益性の検証について 各団体の検証（公益法人制度改革対象団体） ・広報事業の見直しについて 広告事業基本方針案の検証、見直し結果報告		広告事業基本方針の確定 庁内通知 所管課導入検討
	3				
	4	第5回	審議 ・外郭団体における公益性の検証について 各団体の検証（公益法人制度改革対象外団体） ・広報事業の見直しについて 経過報告		
	5			公益性の検証結果を受けての今後の対応検討 新改革プラン等の策定検討	広告導入の検討結果のとりまとめ
	6	第6回	審議 ・外郭団体における公益性の検証について 公益性の検証結果を受けての今後の取組 ・広報事業の見直しについて 見直し・検討結果報告		